

下田市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する決議

国旗は、国や地方自治体における様々な行事、式典、国際的スポーツ大会等の公共の場に日常的、慣習的に掲揚されており、私たちにとって身近なものとして浸透している国家の象徴である。そのような国旗を大切に扱い、敬意を表することは、国民として当然のことである。法的にも平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定され、日の丸（日章旗）は日本の国旗として明確に位置づけられている。

また、多くの自治体においては、各自治体を象徴する自治体旗（章）が定められている。

当市においても、市旗は、下田市を象徴するものとして、市に関連する様々な公的行事、式典等で掲揚されており、私たち下田市民に馴染みがあり愛されていることに疑いはない。

当市においては、既に市庁舎に国旗及び市旗を掲揚しているが、市議会としても議場に国旗及び市旗を掲揚し、我が国の国旗に敬意を表し、かつ、市旗の下、市民の代表であるという意識を高揚させ、厳粛な雰囲気の中で議員、職員各々が緊張感を持って職務に携わり、そのような中で市の重要事項が決定されていくことが望ましいのではないか。

そのため、早急に、下田市議会議場に国旗及び市旗を設置するものである。

以上、決議する。

令和7年3月21日

静岡県下田市議会